

【別表１５】歴史遺産型美観地区 本願寺・東寺界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	- 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。 ＊ 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）とすること。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	- 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。 ＊ 八条通以北においては，東西の通りに面する 1，2 階の外壁に，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。ただし，見世づくりの外観意匠とする場合は，この限りでない。 ＊ 八条通以北においては，1 階の庇等の先端が，道路から原則として 2.7 メートル以上離れないこと。ただし，道路に沿って和風意匠の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は，この限りでない。 ＊ 八条通以南においては，大宮通に面する 1，2 階の外壁に，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和し，水平線を強調した形態意匠とすること。 - 道路に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，これと調和するよう配慮すること。 - 道路に面する 3 階の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 - 道路に面して物干し台，屋外階段等を設ける場合は，建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 ＊ 八条通以北においては，東西の通りに面する 3 階の外壁面を 1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退させること。 ＊ 八条通以北の道路が交わる敷地にあつては，それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 ＊ 道路が交わる敷地にあつては，道路に面する 1，2 階の外壁は，地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

中・高層建築物	屋根	- 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。 * 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）とすること。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	- 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。 * 八条通以北においては，東西の通りに面する 1，2 階の外壁に，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。ただし，見世づくりの外観意匠とする場合は，この限りでない。 * 八条通以南においては，大宮通に面する 1，2 階の外壁に，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和し，水平線を強調した形態意匠とすること。 - 道路に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，これと調和するよう配慮すること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 - 道路に面して物干し台，屋外階段等を設ける場合は，建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 八条通以北においては，東西の通りに面する 3 階以上の外壁面を 1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退させること。 * 八条通以北の道路が交わる敷地にあつては，それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 * 道路が交わる敷地にあつては，道路に面する 1，2 階の外壁は，地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は，重要界わい整備地域についてのみ適用する。

注 本願寺地区の特色ある意匠を構成する要素は，飾り窓，平格子，目隠し格子，額縁窓，持ち出し手摺，腕木びさし，加敷天井（蔵づくり風を含む。），むしこ窓，幕掛けとする。

東寺地区の特色ある意匠を構成する要素は，平格子，出格子，腕木びさし，加敷天井（蔵づくり風を含む。），むしこ窓，幕掛けとする。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

(用語の定義)

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下で、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・ 高層建築物 : 高さが15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 平入り : 軒が道路（道路が交わる敷地にあつては、いずれかの道路）に平行する屋根形式をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造にあつては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、^{そばりま}傍軒ともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造にあつては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ インナーバルコニー : 建築物の外壁から突出しないバルコニーをいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・ マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法－三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多い R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。
（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 歴史的町並みと調和する色彩 : 木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有する Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度の N（無彩色）系を除く。
- ・ 沿道及び市街地の町並みと調和する色彩 : Y R（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、P B（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 軒庇 : 通りに対して出された庇で、外壁に設けられるものをいい、通り庇、差し掛けともいう。
- ・ 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

（形態意匠の制限に係る共通の基準）

- 1 屋根の色彩
 - ・日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
 - ・銅板は、素材色又は緑青色とすること。
 - ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。
- 2 塔屋等の高さ（塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3 m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち25 m高度地区又は31 m高度地区に存する建築物（31 m第2種高度地区又は31 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3 m（高度地区のうち25 m高度地区又は31 m高度地区に存する建築物（31 m第2種高度地区又は31 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）を超えず、地域の良い景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとする。
- 4 建築物の外壁は、傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては、この限りでない。
- 5 主要な外壁に使用する材料（ガラス及び自然素材を除く。）は、光沢のないものとする。
- 6 バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りでない。
- 7 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。
 - (1) R（赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - (3) Y（黄色）系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (5) G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (7) B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (9) P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- 8 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとする。
- 9 公共の用に供する空地から望見される位置にクーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。
- 10 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

（認定の特例）

- 1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に支障がないと認めるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しないことができる。
 - (1) 優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資すると認められるもの
 - (2) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
 - (3) 一定の団地の土地の区域において、複数の建築物から構成される施設で、当該区域及びその周辺の総合的な景観形成を図ることを目的に、当該区域内の建築物の位置、規模、形態意匠等に関する全体計画が定められ、かつ、その全体計画の内容に適合するもの
 - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の(1)から(3)までの認定を行うに当たっては、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。ただし、京都市美観風致審議会が定める要件に適合する建築物においては、この限りではない。
- 3 市長は、上記2のただし書きの規定を適用して上記1の(1)から(3)までの認定を行った場合、認定後に京都市美観風致審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、上記1の認定を行うに当たっては、良好な景観の保全若しくは形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

（適用除外）

次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際に現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模、形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物
ただし、歴史遺産型美観地区のうち、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、祇園町南歴史的景観保全修景地区又は上京小川歴史的景観保全修景地区については、この規定は適用しない。
- (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
- (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
- (5) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (6) 京都府文化財保護条例の規定により京都府登録有形文化財として登録された建築物
- (7) 京都市文化財保護条例の規定により京都市登録有形文化財として登録された建築物
- (8) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際に現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあっては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）
ただし、景観地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画又は美観地区において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
- (9) 区分の異なる2以上の景観地区にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区の形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に有効でないと認められるもの

（認定の特例）第2項ただし書きの適用を受ける場合、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・低層建築物で延べ面積が200平方メートル未満
- ・美観地区（歴史遺産型美観地区を除く）及び美観形成地区内の建築物
- ・京都市優良デザイン促進制度に基づき助言を受けたもので、その内容を計画に反映したものであると認めるもの

本願寺・東寺界わい景観整備地区界わい景観整備計画

平成17年9月1日 京都市告示第313号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第33条第1項の規定により，本願寺・東寺界わい景観整備地区（以下「地区」という。）における界わい景観整備計画を次のとおり定める。

なお，この計画において用いる用語の意義は，建築基準法又は条例において使用する用語の例による。

1 地区の範囲等

東西本願寺及び東寺を景観上の中心的な要素として，まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域約26.5ヘクタールであり，計画図に示すとおりである。

また，この地域を，市街地の形成過程や景観特性等を踏まえて，次のとおり区分する。

(1) 本願寺地区

おおむね七条通から花屋町通の間で，かつ，高倉通から堀川通の間の地域（面積約23.8ヘクタール）

(2) 東寺地区

猪熊通の八条通から東寺道までの間，東寺道の猪熊通から大宮通までの間及び大宮通の針小路通から東寺道までの間の地域（面積約2.7ヘクタール）

また，地区の一部は，計画図に示すとおり，地区の景観を代表する町並み（町並み型）や景観上重要な交差点（町辻型）として重要界わい景観整備地域に指定されている。

更に，地区に存する建造物のうち，次の表に掲げるものは，景観形成に重要な役割を果たしている建造物として界わい景観建造物に指定されている。

（界わい景観建造物の表）

番号	建造物の名称	建造物の所在地
1	伊藤邸	下京区間之町通花屋町下る天神町395番地の3
2	八木仏具店	下京区上数珠屋町通東洞院西入上数珠屋町324番地
3	渡邊邸	下京区東洞院通正面東入廿人講町39番地
4	米村邸	下京区七条通烏丸西入東境町181番地
5	若松家酒店	下京区七条通新町東入西境町166番地
6	若林仏具店	下京区七条通新町東入西境町146番地

7	辻井邸	下京区新町通花屋町下る東若松町8 2 7番地の1
8	和田邸	下京区新町通花屋町下る東若松町8 3 2番地
9	井上松年堂他（京極邸）	下京区西洞院通六条下る西側町4 7 8番地
1 0	京極仏具店	下京区花屋町通西洞院西入る山川町3 1 2番地
1 1	山本亀太郎商店	下京区西中筋通正面下る丸屋町1 1 3番地， 1 1 4番地
1 2	小林邸	下京区西洞院通正面下る鍛冶屋町4 4 5番地
1 3	林邸	下京区北小路通新町西入井筒町6 4 9番地
1 4	川勝直七法衣店	下京区西洞院通七条上る福本町4 2 5番地の1
1 5	細見邸	下京区西洞院通七条上る福本町4 1 2番地
1 6	摂津十三日講話所	下京区東中筋通七条上る文覚町4 0 0番地
1 7	ザックホール	下京区東中筋通七条上る文覚町4 0 2番地
1 8	富田邸	下京区七条通西洞院西入る大黒町2 3 5番地
1 9	平田郷土玩具	南区大宮通八条下る二丁目東寺東門前町8 9番地

2 景観の特性

本願寺地区は、東西の本願寺の「寺内町」として400年余にわたり都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣等の宗教関連用品を扱う見世造りの商店、しもた屋等の町家に見られた加敷天井、腕木びさし、木格子などの特徴ある様式を持った建築物、中小寺院の表構え、大寺院の躰等により形成される町並み景観は地区に固有のものである。

東寺地区は、平安遷都直後に官寺として建立された東寺を中心に開けた市街地である。鎌倉時代以降、大師信仰の興隆や、大宮七条に稲荷社御旅所があったことなども影響し、次第に大宮通などいくつかの道筋でにぎわいを見せるようになった。古都の玄関の象徴である五重の塔を背景とした町並みは、この地域らしい雰囲気醸し出している。

3 景観整備の目標

地区においては、次に掲げる事項を目標にして、景観整備を行う。

- (1) 2に示した特色ある景観を維持し、又は整備すること。
- (2) 多様な宗教関連用品を扱う店舗及び工房と多くの市民の居住空間の共存を図りながらの町づくりや建物づくりの知恵などを評価し、町並み景観づくりに活かすこと。

4 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠及び修景に関する事項

地区においては、次に掲げる事項を条例第36条第1項第1号に規定する認定の基準とする。

(1) 地区内に存する建築物等にあつては、次に掲げる基準に適合しているものであること

ア 地区内の共通基準

- (ア) 2に掲げる景観の特性に留意したものであること。
- (イ) 界わい景観建造物と調和する形態及び意匠であること。

イ 地区内の美観地区第2種地域における基準

- (ア) 建築物にあつては、その高さが15メートル以下であること。ただし、公益上必要と認められるもの並びに形態及び意匠が特に優れていると認められるものについては、この限りでない。
- (イ) 建築物以外の工作物（以下「工作物」という。）のうち土地に定着するものの高さは、15メートル以下であること。ただし、公益上必要と認められる第2類工作物並びに形態及び意匠が特に優れていると認められる第2類工作物については、この限りでない。
- (ウ) 建築物に定着する工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないこと。
ただし、公益上必要と認められる第2類工作物並びに形態及び意匠が特に優れていると認められる第2類工作物については、この限りでない。
- (エ) 塔屋又は屋上に設ける建築設備は、その高さ（当該塔屋又は建築設備が周囲の屋根と接する位置の平均の高さにおける水平面から当該塔屋又は建築設備の最上部までの高さをいう。以下同じ。）が6メートルを超えず、適切な修景措置が施されており、かつ、位置、規模、形態及び意匠について建築物本体と均整が取れていること。
- (オ) 平入り（道路側に軒が出ている状態をいう。以下同じ。）の特定こう配（3.0／1.0（高さとの比が3.0：1.0となる直角三角形の斜辺と底辺により作られるこう配をいう。）から4.5／1.0（高さとの比が4.5：1.0となる直角三角形の斜辺と底辺により作られるこう配をいう。）までの範囲内にあるこう配をいう。以下同じ。）を有する屋根（以下「特定こう配屋根」と言う。）を有すること又は最上階の道路に面した壁面に特定こう配を有するひさし等が設けられていること。
- (カ) 屋根及び道路に面した壁面に設けられるひさし等は、瓦かわら又は金属板でふかれていること。
- (キ) 道路に面した壁面の1階部分に特定勾配を有する深いひさし等が設けられていること。
- (ク) 道路に面した3階以上の階の壁面が2階壁面より後退していること。
- (ケ) 道路に面した壁面の意匠は和風であること。
- (コ) 道路に面した壁面及び道路から見える側壁面の仕上げは光沢がなく落ち着いた色彩であること。
- (サ) 道路に面してバルコニーや屋外階段等を設ける場合は、建築物と一体性のある形態及び意匠であること。

- (シ) 道路から見える側壁面は単調に陥らない配慮がなされていること。
- (ス) 道路から見える空地部分に和風意匠の塀等が設けられていること。
- (セ) 建築物等の外観の形態及び意匠は水平線を強調したものであること。
- (ソ) 室外機などの建築設備は道路から容易に見える位置に露出していないこと。

ウ 地区内の美観地区第4種地域における基準

- (ア) 工作物のうち土地に定着するものの高さは、15メートル以下であること。ただし、公益上必要と認められる第2類工作物並びに形態及び意匠が特に優れていると認められる第2類工作物については、この限りでない。
- (イ) 建築物に定着する工作物の最上部が塔屋等の最上部を超えないこと。ただし、公益上必要と認められる第2類工作物並びに形態及び意匠が特に優れていると認められる第2類工作物については、この限りでない。
- (ウ) 塔屋又は屋上に設ける建築設備は、その高さが6メートルを超えず、適切な修景措置が施されており、かつ、位置、規模、形態及び意匠について建築物本体と均整が取れていること。
- (エ) 平入りの特定勾配屋根を有すること又は最上階の道路に面した壁面に特定勾配を有するひさし等が設けられていること。
- (オ) 道路に面した壁面の1階部分に特定勾配を有する深いひさし等が設けられていること。
- (カ) 道路に面した4階以上の階の壁面が3階壁面より後退していること。
- (キ) 道路に面した壁面及び道路から見える側壁面の仕上げは光沢のない落ち着いた色彩であること。
- (ク) 道路に面してバルコニーや屋外階段等を設ける場合は、建築物と一体性のある形態及び意匠であること。
- (ケ) 道路から見える側壁面は単調に陥らない配慮がなされていること。
- (コ) 道路から見える空地部分に和風意匠の塀等が設けられていること。
- (サ) 建築物等の外観の形態及び意匠は水平線を強調したものであること。
- (シ) 室外機などの建築設備は道路から容易に見える位置に露出していないこと。

エ 地区内の第2種建造物修景地区における基準

- (ア) 工作物のうち土地に定着するものの高さは、20メートル以下であること。ただし、公益上必要と認められる第2類工作物並びに形態及び意匠が特に優れていると認められる第2類工作物については、この限りでない。
- (イ) 建築物に定着する工作物の最上部が塔屋等の最上部を超えないこと。ただし、公益上必要と認められる第2類工作物並びに形態及び意匠が特に優れていると認められる第2類工作物については、この限りでない。

- (ウ) 塔屋又は屋上に設ける建築設備は、その高さが8メートルを超えず、適切な修景措置が施されており、かつ、位置、規模、形態及び意匠について建築物本体と均整が取れていること。
 - (エ) 道路に面した壁面の1階部分に特定勾配を有する深いひさし等が設けられていること。
 - (オ) 道路に面した壁面及び道路から見える側壁面の仕上げは光沢のない落ちついた色彩であること。
 - (カ) 長大な壁面は、分節等により威圧感のないものであること。
 - (キ) 室外機などの建築設備は道路から容易に見える位置に露出していないこと。
- (2) 重要界わい景観整備地域に存する建築物等にあつては、(1)の基準に加え、次に掲げる基準に適合しているものであること。
- ア 美観地区第2種地域内の町並み型の重要界わい景観整備地域（条例第34条第1項第1号に掲げる地域いう。以下同じ。）における基準
- (ア) 平入りで切妻の特定勾配屋根を有したものであること。ただし、やむを得ず特定勾配屋根を設けることができない場合は、道路側に深い特定勾配を有する軒ひさしを設けること。
 - (イ) 道路に面した壁面（角地にあつては、東西の道路に面する壁面）の1階及び2階部分に特定勾配を有する90センチメートル程度の通りびさし等が設けられていること。ただし、見世づくりのひさしの出はこの限りでない。
 - (ウ) 道路に面した3階以上の階の壁面（角地にあつては、東西の道路に面する壁面）が2階壁面より90センチメートル程度後退していること。
 - (エ) 道路に面した壁面が土塗壁等自然感豊かな素材を用いた仕上げとなっていること。
 - (オ) 1階のひさし等の先端が道路からおおむね2.7メートル以上離れていないこと。
ただし、道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合は、この限りでない。
 - (カ) 門灯及び街灯は和風意匠であること。
- イ 美観地区第2種地域内の町辻型の重要界わい景観整備地域（条例第34条第1項第2号に掲げる地域いう。）における基準
- (ア) 道路に面した壁面の1階又は2階部分に特定勾配を有する通りびさし等が設けられていること。ただし、東寺地区にあつては、大宮通側のみでも可とする。
 - (イ) 2の道路に面する1階の壁面は、2正面性を図る形態及び意匠となっていること。
ただし、東寺地区にあつては、この限りでない。
 - (ウ) 1階及び2階部分にあつては、地区の特色ある景観を象徴するものとして、次の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる意匠を構成する要素を取り入れたものであること。

5 新築等及び模様替え等で、市長の認定を要することとするものに関する事項

地 区	意 匠
本願寺地区	飾り窓，平格子，目隠し格子，額縁窓，持出し手摺，腕木びさし，加敷天井（蔵づくり風を含む。），むしこ窓，幕掛け
東寺地区	平格子，出格子，腕木びさし，加敷天井（蔵づくり風を含む。），むしこ窓，幕掛け

地区内において，次に掲げる行為を行おうとするときは，市長の認定を受けなければならない。

- (1) 建築物の新築等又は模様替え等
- (2) 第1類工作物及び第2類工作物の新築等又は模様替え等

6 界わい景観整備計画の運用に関する事項

- (1) 高さが15メートルを超える建築物及び土地に定着する建築物以外の工作物の新築等を行うときは，当該建築物等と周辺の景観との調和に関するシミュレーションを行い，その結果を申請書に添付すること。
- (2) 次に掲げる行為をしようとするときは，あらかじめ，京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。

ア 4(1)イ(ア)のただし書の規定を適用して行う条例第35条第1項の規定による認定

イ 4(1)イ(イ)のただし書の規定を適用して行う条例第35条第1項の規定による認定

ウ 4(1)イ(ウ)のただし書の規定を適用して行う条例第35条第1項の規定による認定

エ 4(1)ウ(ア)のただし書の規定を適用して行う条例第35条第1項の規定による認定

オ 4(1)ウ(イ)のただし書の規定を適用して行う条例第35条第1項の規定による認定

カ 4(1)エ(ア)のただし書の規定を適用して行う条例第35条第1項の規定による認定

キ 4(1)エ(イ)のただし書の規定を適用して行う条例第35条第1項の規定による認定



